

消費税の

軽減税率導入に伴う

システム改修費用の取扱い

消費税率引上げと軽減税率の導入に伴い、経理システムやPOSシステム等の修正を行なう必要があります。そのシステム改修に伴う経理処理について整理します。

あしたの会計事務所株式会社
公認会計士・税理士
白根裕也



品目ごとに合計した税込金額を記載し、交付する請求書）等の交付を求められる場合があります。

システム改修の 具体例

複数税率の導入による業務への影響と、求められるシステム改修を、飲食料品を扱う小売業のケースで見えていきます。

(1) 商品の仕入

まず、商品の仕入を行なう際に、仕入先から受領した請求書や納品書をもとに適用される税率等を確認することになります(図表1)。

もしその小売店が受発注を電子的に行なっている場合(EDI等)、この受発注システムが複数税率に対応していなければ、これを改修する必要があります。

EDIとは、電子データ交換(Electronic Data Interchange)の略語です。受発注・出荷・請求・支払などの各種取引データを通信回線を通じて、企業間でやり取りする電子商取引のしくみのことです。受発注から請求支払までの取引業務を自動化できるので業務の効率化に役立ちます(図表2)。

(2) 仕入の区分経理(図表3)

仕入に関する記帳は、通常は経

社会保障と税の一体改革の下、

2019年10月から消費税率が10%に引き上げられる予定です。

消費税はその導入を含めて過去

に3%(1989年4月1日)、5%(1997年4月1日)、8%

(2014年4月1日)と税率が引き上げられてきましたが、これまでではすべての商品・サービスに対する税率は一律でした。

ところが、今回の引上げにおいては、低所得者層への配慮から、一部の品目については10%よりも低い税率(軽減税率8%)が適用される予定です。

標準税率である10%と軽減税率

の8%が将来的にも混在することになるため、日常の業務においては、取り扱う商品にどちらの税率が適用されるのかを把握したり、税率ごとに異なる経理処理をする必要が出てきます。

そのため、現在使っている経理システムやレジなどが複数の税率に対応できていないと、新しい制度への対応が困難になります。

軽減税率(8%)の対象品目は、

① お酒や外食・ケータリングサービスを除く飲食料品

② 定期購読の新聞(週2回以上

発行される新聞のみ)

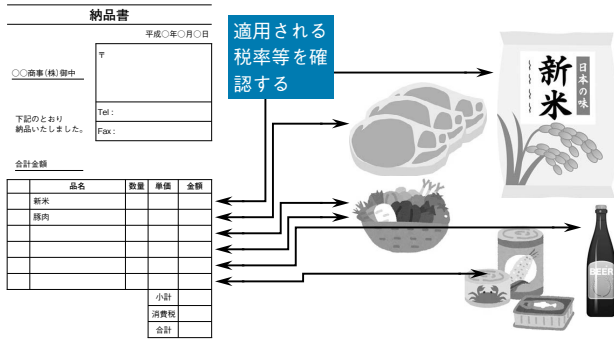
の2つです。飲食料品を扱う小売業・卸売業・製造業など多くの事業者に影響が出てきます。

また、軽減税率対象品目を取り扱わない課税事業者であっても、

仕入(経費)について、軽減税率対象品目を購入する場合には税率に応じた区分経理の対応が必要となります。

さらに、免税事業者であっても軽減税率対象品目について、課税事業者と取引を行なう場合、取引先から区分記載請求書(軽減税率対象品目である旨や税率の異なる

図表1 仕入時に求められる適用税率の確認のイメージ



図表2 EDIのしくみ



図表3 仕入の区分経理 (税込経理の場合)

●現行			
4/1	仕入 (野菜等)	22,000	買掛金 22,000
●軽減税率導入後			
4/1	仕入 (野菜等)	10,800	買掛金 21,800
	仕入 (割りばし等)	11,000	

図表4 複数税率のレシートの例

スーパー 企業実務													
領収書													
2020年4月1日 17:45													
〇〇小売株式会社 様													
軽減税率対象 品目にチェックする	<table border="1"> <tr> <td>牛肉 ※</td> <td>1点</td> <td>¥3,240</td> </tr> <tr> <td>割りばし等</td> <td>1点</td> <td>¥550</td> </tr> <tr> <td>鶏肉 ※</td> <td>1点</td> <td>¥2,160</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>¥5,950</td> </tr> </table>	牛肉 ※	1点	¥3,240	割りばし等	1点	¥550	鶏肉 ※	1点	¥2,160	合計		¥5,950
牛肉 ※	1点	¥3,240											
割りばし等	1点	¥550											
鶏肉 ※	1点	¥2,160											
合計		¥5,950											
	税率ごとに合計金額を記載する												
	<table border="1"> <tr> <td>税8%対象</td> <td>¥5,400</td> </tr> <tr> <td>税10%対象</td> <td>¥550</td> </tr> </table>	税8%対象	¥5,400	税10%対象	¥550								
税8%対象	¥5,400												
税10%対象	¥550												
	※印は軽減税率 (8%) 適用商品												
消費税 (8%)	¥400												
消費税 (10%)	¥50												
合計金額	¥5,950												
お預かり	¥6,000												
お釣り	¥50												

図表5 売上の区分経理 (税込経理の場合)

●現行			
4/1	現金	220,000	売上 (野菜等) 220,000
●軽減税率導入後			
4/1	現金	218,000	売上 (野菜等) 108,000
		税率ごとに区分	

理システムで行ないますので、経理システムが複数税率に対応していない場合には、これを改修する必要があります。

(3) レジへの登録・ラベル貼付
小売店の場合、商品にラベルを貼り付けます。
バーコードがある商品の場合には、レジシステムに適用税率を登録する必要があります。
また、バーコードのない商品の場合や、レジがバーコードに対応していないような場合には、適用税率を判断してレジで打ち込む必要が出てきます。

このため、レジ本体が複数税率に対応していない場合には、これを改修する必要があります。

(4) レシートの発行 (図表4)
小売店が発行するレシート・領収書には、

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 適用される税率ごとに合計した対価の額

を追加しなければならぬので、この複数税率のレシート・領収書の発行に対応していない場合は改修が必要です。

2023年10月1日から予定されているインボイス制度 (適格請求書等保存方式) の導入後は、さ

らに次の2つが必要です。

- ③ 登録番号
- ④ 税率ごとに区分して合計した消費税額等 (消費税額および地方消費税額の合計額) および適用税率

(5) 売上の区分経理
最後に売上の計上を経理システムに行ないます (図表5)。

こちらも経理システムが複数税率に対応していない場合には、これを改修する必要があります。

飲食料品を扱う小売業を営む事業者だけでなく、飲食料品を扱う卸売業や製造業を営む事業者も同様に大きな影響があることから、政府は軽減税率対策の補助金制度を用意しています。

なお、免税事業者であっても、課税事業者が軽減税率の適用となる商品を販売する場合、相手方の課税事業者から区分記載請求書等の交付の対応を求められる場合がありますので、免税事業者も、軽減税率対策補助金による支援措置を受けることができます。

補助金の申請制度は大きく2つのタイプがあります。

軽減税率対策補助金が受けられるケースとは

図表6 軽減税率対策補助金の概要

	A型	B型	
		B-2型	B-1型
概要	レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、複数税率に対応するレジの新規導入(入替)や複数税率対応のための既存レジの改修をする場合に、その経費の一部を補助する補助金	電子的受発注システム(EDI等)を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となるシステムの改修・入替を支援する補助金	
申請時期	事後申請		事前申請
申請受付期間	2019年12月16日までに申請		交付申請 2019年6月28日 改修完了 2019年9月30日 完了報告 2019年12月16日
補助率	導入・改修費用：原則2/3 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ導入する場合：3/4 タブレット等の汎用機器：1/2	2/3	
補助額上限	レジ1台当たり20万円 1事業者当たり200万円	(小売事業者等の)発注システムの場合：1,000万円 (卸売事業者等の)受注システムの場合：150万円 発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円	
対象者	中小企業・小規模事業者	すでにEDI/EOS等の電子的受発注システムを利用している事業者	
補助対象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費(運搬費を含む)、商品マスタの設定費用	電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替、電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替	
申請手続等	メーカーや販売店・ベンダー等の協力による代理申請等が利用可能	事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象	指定事業者による代理申請

① 複数税率対応レジの導入等支援(A型)
複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。補助の対象となるレジには、P

OS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステム等を含みます。
② 受発注システムの改修等支援(B型)
電子的受発注システム(EDI等)を利用する事業者のうち、複

数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行なう場合に使える補助金です。ここでは補助金の簡単な概要のみ図表6に示します。詳細についてはホームページや冊子等を確認してください。

システム改修費用の経理処理

(1) 資本的支出に該当するか

新しくシステム自体を導入した場合は固定資産を取得したことになります。いまあるシステム等を改修した場合の、システム改修費用は資本的支出になってしまうのでしょうか。

国税庁によれば、各システムのプログラムの修正が、①消費税法改正による軽減税率制度の実施に対してなされているものに限定されていることにつき、②作業指図書等で明確にされている場合には、修繕費として全額損金算入として問題ないとされています。これは、消費税法改正による軽減税率制度の実施に対して、現在使用しているソフトウェアの効用を維持するために行なわれるものであり、新たな機能の追加、機能の向上等には該当しないと考える

ためです。

なお、プログラムの修正のなかに、新たな機能の追加、機能の向上等に該当する部分が含まれている場合には、この部分に関しては資本的支出として取り扱うこととなります。

(2) ケース別経理処理

① レジ等を新しく導入した場合

(借方) 固定資産 ××

(貸方) 現金・預金 ××

青色申告書を提出する中小企業者等は、設備投資をする場合、「少額減価償却資産の損金算入の特例」など、有利な税制措置等があります。

② 既存システムを改修した場合

軽減税率対策に係る改修費用は修繕費となります。

(借方) 修繕費 ××

(貸方) 現金・預金 ××

③ 補助金を受領した場合

(借方) 預金 ××

(貸方) 雑収入 ××

なお、補助金の交付決定を受けたあと、決算期をまたいで入金される場合には、交付決定を受けた期に次のように処理する必要があります。

(借方) 未収入金 ××

(貸方) 雑収入 ××



しらね ゆうや あしたの会計事務所(株)代表取締役、大手保険会社を経て、あずさ監査法人にて、監査や株式公開支援、内部統制構築アドバイスなどに従事したのち独立。現在は、クラウド会計ソフトを利用した決算業務効率化に注力。生命保険を利用した節税対策にも強い。